

企業提携に関する基本協定書

甲：譲受側

乙：譲渡側

丙：譲渡側株主

企業提携に関する基本協定書

譲受側（以下甲という）と譲渡側（以下乙という）及び乙の大株主であり且つ代表取締役である * * *（以下丙という）は、甲乙間の企業提携の基本的条件に関し合意したので、以下のとおり企業提携に関する基本協定書（以下本協定書という）を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙並びに丙は、それぞれ提供を受けた相手方に関する情報等を慎重に検討した結果、甲は本協定書第2条に規定する乙の株式（以下本件株式という）を取得することを希望し、乙並びに丙は甲の希望に応ずる意向を有している。

（譲渡株式の数量・価額）

第2条 本協定書第4条及び第11条に規定するすべての事項が実施された場合、甲または甲の指定する者は第10条に基づき締結される契約（以下最終契約という）に従い、乙の発行済株式総数 * * * 株のすべてを現金または小切手と引換に、丙及び乙の他の株主から譲り受けるものとする。

2. 本件株式の譲渡価額の総額は、乙の平成 年 月 日（以下、評価日という。）現在の貸借対照表における資産を時価に換算した時価総資産額から負債を差し引いた金額を時価純資産価額とし、その価額に第4条による調査結果を加味し（以下、調整後時価純資産価額という。）調整後時価純資産価額に将来的に想定される乙の収益力（ * * * * * 円程度）を加算して乙の企業価値を決定する。当該企業価値から第7条に基づき甲乙丙間で別途協議決定する役員退職慰労金を差し引いた金額を株式価額とし、それを発行済株式 * * * 株で除した価額を1株当たりの金額とする。

なお、各資産、負債の時価算定は以下の通りとする。

土地については、不動産鑑定士 * * の評価結果を元に、 * * * * 円とする。

前払費用は、 * * 円評価とする。

電話加入権は、1本あたり * * * * 円で評価する。

保険積立金は、評価日現在の解約返戻金で評価する。

退職給与引当金は、評価日現在の従業員全員の退職金要支給額（会社都合にて算定する。）から中小企業退職金共済等で乙において既に積み立ててある金額を差し引いた額とする。

その他については、甲乙丙別途協議のうえ決定する。

(譲渡日)

第3条 本件株式の譲渡日は平成 年 月 日を目処とする。

(調査)

第4条 乙及び丙は、本協定締結後、甲が乙の財務内容、会計処理等の実態を把握するために、甲または甲の指定する第三者が乙に立ち入り、乙の会計帳簿・その他の帳簿・書類等により乙の過去及び将来の経営状況・財産状況を調査することを承認するものとする。

2. 前項の調査の時期・期間・方法等については別途甲乙間で協議の上決定する。
3. 乙及び丙は前2項に基づく調査につき可能な限り協力すると共に、事実をありのままに甲または甲の指定する第三者に開示・通知・回答するものとする。

(費用負担)

第5条 本協定に定める事項を実施するために要する費用はそれぞれ各自の負担とする。但し、第4条の調査に要する費用はすべて甲の負担とする。

(意見情報の開示)

第6条 甲は、第4条の調査の結果得られた意見の内容及び情報を乙に無償で開示する。

(役員の処遇と退職慰労金)

第7条 丙と乙の経理担当者である****は、乙の相談役等として、別途甲・乙及び丙間で協議・決定する期間、乙の経営の円滑な移転のため甲に協力するものとする。

2. 甲は、第10条に規程する最終合意契約締結後に辞任する丙に対し、乙が役員退職慰労金****万円を支給することを承認・保証する。

(保証)

第8条 乙及び丙は、乙が本協定書第4条で甲または甲の指定する第三者に開示する乙の会計帳簿に明記された債務以外には、一切第三者に対して債務を負担していないことを保証する。

(排他的交渉権限)

第9条 乙及び丙は本協定書第13条に規定する有効期間中は他の企業との間で本件株式の譲渡など企業提携に関する交渉を行なわない。

(最終契約の締結)

第10条 甲と丙及び乙の他の株主は、本協定書第4条及び次条に規定されたすべて

の事項が実施され、甲乙間の企業提携に関する諸条件につき合意した後、遅滞なく本件株式の譲渡及び乙の経営の譲渡に関し、具体的内容を定めた最終契約を締結するものとする。

(取締役会の決議)

第11条 甲乙間の企業提携に関する最終的な条件及び契約の細目については、甲乙各々の取締役会承認決議の成立を条件として確定する。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙並びに丙は、予め他の当事者の文書による承諾を得た場合または公的機関からの要求があった場合を除き、本協定書締結の事実及び本協定の内容を第三者に漏洩しないものとする。

2. 甲及び乙並びに丙は、それぞれ本協定に定める事項を実施することにより知り得た他の当事者の情報を予め他の当事者の文書による承諾を得た場合または公的機関から要求のあった場合を除き第三者に開示してはならず、またこれを自己の営業のために利用してはならない。

(有効期間と資料返還)

第13条 本協定は平成 年 月 日までに最終契約が締結されなかったときは失効する。但し、甲及び乙・丙間で別段の定めがなされたときはこの限りではない。

2. 前項の規定に基づき本協定が失効したときは、甲及び乙は本協定の締結・履行に関して相手方から受け取ったすべての資料及びその写しを残すことなく直ちに相手方に返還する。

(誠意義務)

第14条 甲、乙及び丙は、本協定締結後、本件企業提携に関する最終契約の締結に向けて誠心誠意努力する。また、丙は乙の代表取締役として本契約締結後、最終契約締結まで善良なる管理者の注意と義務をもって乙の経営に当たる。

(誠実協議)

第15条 本協定書に定めなき事項及び解釈上疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもって円満解決にあたるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、及び丙がこれを所持し、乙は、その写しを所持する。

平成 年 月 日

甲（譲受側）

乙（譲渡側）

丙（譲渡側株主）